

### 第 9 3 号議案

足立区避難行動要支援者名簿に係る情報の提供に関する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区避難行動要支援者名簿に係る情報の提供に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものをいう。

(2) 避難支援等 法第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する避難支援等をいう。

(3) 避難行動要支援者名簿 法第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。

(4) 名簿情報 法第 4 9 条の 1 1 第 1 項に規定する名簿情報をいう。

(5) 避難支援等関係者 法第 4 9 条の 1 1 第 2 項に規定する避難支援等関係者であって、規則で定めるものをいう。

(名簿情報の提供)

第 3 条 区長は、法第 4 9 条の 1 1 第 2 項の規定により、災害の発生に

備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しない。

- 2 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報の漏えい防止のための措置）

第4条 前条各項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等（以下「名簿情報被提供者」という。）は、当該名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 名簿情報被提供者は、当該名簿情報の複製及び複写を行ってはならない。ただし、区長が認める場合は、この限りでない。

（名簿情報の利用及び提供の制限）

第5条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（秘密保持義務）

第6条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（名簿情報の管理状況の報告等）

第7条 区長は、必要があると認めるときは、名簿情報被提供者に対し、

当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又はその管理状況を検査することができる。

(避難行動要支援者名簿の返還)

第8条 名簿情報被提供者は、最新の名簿情報が提供されたとき又は区長から返還を求められたときは、既に提供を受けている当該名簿情報(第4条第2項ただし書の規定により複製し、又は複写した名簿情報を含む。)を区長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

避難行動要支援者名簿の提供に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。